㈡ 技能実習制度の抜本的な見直し

技能実習制度においては、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が成立した場合には、当該法律に基づき新設される外国人技能実習機構と必要な連携に努める。

また、当該法律に基づき、都道府県労働局、外国人技能実習機構、地方入国管理局、業所管省庁の出先機関、地方公共団体等で構成される地域協議会において、都道府県労働局は、問題事案等の情報共有を行う等、関係機関との連携に努める。

六 重層的なセーフティネットの構築

㈠ 求職者支援制度等による雇用保険を受給できない者のセーフティネットの確保

求職者支援制度が雇用保険を受給できない者のセーフティネットとして機能するよう、都道府県労働局及び公共職業安定所は、地方公共団体等関係機関と更なる連携を図り、公共職業安定所を利用していない潜在的な対象者に積極的に働きかける等、引き続き効果的な周知に取り組むとともに、地域ごとの人材ニーズや対象者の特性に応じた訓練コースの設定に努める。

㈡ 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進等

ア 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進等

生活保護受給者数が高止まりの状況にあること等から、これらの者に対し、これまで一定の成果が上がっている公共職業安定所と地方公共団体が一体となった就労支援の充実を図る必要がある。

そのため、福祉事務所に設置する公共職業安定所の常設窓口を増設するとともに、平成二十七年四月に施行される生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）の円滑な施行に向けて、生活困窮者に対する相談支援を実施する関係機関との連携を図る等、公共職業安定所と地方公共団体が一体となった就労支援の充実を図り、生活保護受給者等の生活困窮者の就労による自立を促進する。

イ 刑務所出所者等に対する就労支援の充実

刑務所出所者等に対する就労支援は、再犯防止の観点からも重要である。

そのため、公共職業安定所と刑務所・保護観察所等が連携して実施する刑務所出所者等就労支援事業について、矯正施設在所中からの就労を目指して、職業相談・職業紹介、職業訓練等を行うとともに、トライアル雇用奨励金や職場体験講習を積極的に活用するほか、新たに実施される「協力雇用主等啓発・支援策」の受託団体と密接に連携して刑務所出所者等専用の求人の確保を図ることにより、刑務所出所者等に対する就労支援の充実を図る。

七 働き方改革の実現

㈠ 長時間労働削減に向けた働き方改革の推進

労働者の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等「働き方改革」を進めていくことが求められている。また、働き方改革を通じて仕事と生活の調和や生産性の向上を推進することは、地域の社会経済の維持・発展にも資するものである。

このため、「働き方改革」の実現に向けて、都道府県との連携の下、都道府県労働局は地域の企業トップ等に対し働き方改革に取り組むよう働きかけるとともに、地方公共団体等との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進に向けた取組や、働き方・休み方の見直しに向けた周知・広報等の取組を実施する。

㈡ 最低賃金の引上げのための環境整備及び最低賃金の遵守の徹底

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援として、経営・労務の専門家の派遣等を行うとともに、販路拡大等による賃金の引上げを目指す中小企業団体の取組や、労働能率増進による賃金の引上げを行う中小企業・小規模事業者の取組に対し、助成を行う。

また、最低賃金について幅広い周知・啓発を図るとともに、的確な監督指導を行うことにより、最低賃金の遵守の徹底を図る。

八 地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出

㈠ 「地域しごと創生プラン」の推進等

ア 人口減少や人口流出に伴う雇用課題を抱える地域に対する取組支援

地方公共団体が地域の創意工夫を活かして行う雇用創出や人材育成・確保、処遇改善等の自主的な取組に労働行政の立場から必要な支援をする。

また、首都圏から地域に必要な人材を呼び戻す取組を首都圏及び地方の公共職業安定所や地方公共団体が協力して行う。

イ 地域の多種多様な人材育成ニーズに対応した人材育成の取組支援

第二の四の㈠参照

ウ 地方公共団体による地方創生の取組への協力

まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）に基づき都道府県及び市町村が地方版総合戦略を策定することが見込まれるところ、地域雇用対策の観点から都道府県労働局においてもその推進に必要な知見を積極的に提供するとともに、総合戦略に係る地域の協議会に参画する等の協力を確実に行う。また、「戦略産業雇用創造プロジェクト」（厚生労働省の補助事業）を実施する道府県においては各年度の事業計画を該当道府県の労働局に協議させる予定であるので、産業振興を通じた雇用創出が所期の効果を上げるよう必要な協力を行う。

㈡ 「地方拠点強化税制」の推進

我が国では、これまで出生率の高い地方が低い首都圏を補い、人口の減少幅を押さえる構造となってきたが、企業の本社の六割が首都圏へ集中し、地方から若年層が流出し続けた結果、地方の高齢化の加速、地方経済基盤の弱体化という悪循環が生じている。

この悪循環を断ち切るため、「地方拠点強化税制」において、雇用促進税制を拡充し、地域における良質な雇用の場の確保に対して税制上の優遇措置を講じることとしている。都道府県労働局は、都道府県との連携の下、当該制度の周知・広報に努め、活用を促進する。

㈢ 人材不足分野における人材確保・育成対策の推進

ア 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進

人材不足分野における人材確保のために、雇用管理改善につながる制度を導入し、職場定着の促進を通じて人材不足の解消を図る事業主に対する職場定着支援助成金（平成二十七年度新規）・建設労働者確保育成助成金の支給や、分野ごとの特性を踏まえた雇用管理改善方策の整理・周知・啓発や業界ぐるみ・地域ぐるみでの集団的な雇用管理改善の実践を促進するための雇用管理改善促進事業を推進するとともに、都道府県労働局・公共職業安定所による啓発運動を行う等、あらゆる機会を活用して雇用管理改善を推進する。

イ 潜在有資格者等の掘り起こし・マッチング対策の強化

人材不足である福祉分野（介護、看護、保育職種）及び建設分野における人材確保へ向けて、潜在有資格者等の掘り起こしや就職支援等を地方公共団体と連携しながら実施する。

ウ ものづくり分野における人材確保・育成支援対策の推進

製造業等において、技能継承及び中核人材の確保・養成を緊急に進めるため、フリーター等も含め若者へのものづくりマイスター等による魅力発信を強化する等の取組を総合的に進める「ものづくり人材確保・育成集中プロジェクト」を実施するため、都道府県と連携の上、ものづくりマイスター制度に係る地域の業界団体・企業等のニーズを把握し、これらニーズ等に応じた若年技能者の人材育成支援等を行う。

エ 人材不足分野における公共職業訓練等の拡充

建設、保育、介護等の人材不足分野での再就職支援を強化するため、離職者を対象とした公共職業訓練を拡充する。

このため、都道府県労働局は、都道府県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携を図り、地域の訓練ニーズの把握・共有、適切な受講あっせん、訓練終了前からの体系的な就職支援に取り組む。